

## 要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年7月25日  
 要望団体名: 国道281号整備促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 国の公共事業関係費の大幅な増額について	<p>近年、国の公共事業関係費（当初予算）は、6兆円程度で推移していますが、令和4年度は、令和3年度補正予算で措置された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と合わせて、7.4兆円の規模となっています。</p> <p>県では、令和5年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算を当初予算において別枠で確保することについて国に要望しているところです。</p> <p>県としては、今後も公共事業関係費の確保について、国に提言・要望していきます。</p>	B		
2 案内～戸呂町口間の重点整備・支援を行うことについて	<p>案内～戸呂町口間については、線形不良区間の解消を図るため、「案内～戸呂町口工区」として整備を進めています。令和4年度は用地測量及び用地取得を進める予定であり、今後とも整備推進に努めていきます。（A）</p> <p>また、当該工区は、令和4年4月1日に、国により、事業区間として重要物流道路の指定を受けたところです。</p> <p>県では、令和5年度政府予算提言・要望において、重要物流道路等の整備への重点支援を国に要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。（B）</p>	A : 1、 B : 1		
3 道路関係の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進に必要な予算の別枠確保と大規模災害復旧時の支援に必要な地方整備局等の人員体制の充実・強化、災害対応に必要な資機材の確保について	<p>県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を計画的に推進するため、令和5年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算を当初予算において別枠で確保することについて国に要望しているところです。また、5か年加速化対策期間終了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保するよう要望しているところです。（B）</p> <p>また、大規模災害時には、国において被害の復旧支援等に迅速に対応していただいていると認識していますが、「大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みを構築する」ことについて、国に要望しているほか、災害対応に必要な資機材の確保についても、今後、機会を捉えて国に働きかけていきます。（B）</p>	B : 2		

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※	その後の対応	左の事由
4 老朽化により劣化・変状が予測される道路施設の安全対策への財政支援と機能強化について	<p>道路施設の老朽化対策を推進するため、令和2年度から「道路メンテナンス事業補助制度」が創設されたほか、令和2年12月に閣議決定された国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられ、これまで約44億円が措置されたところであります。</p> <p>県では、これらの予算を活用し、国道281号明神スノーシェルターなどの道路施設の老朽化対策に重点的に取り組んでおり、令和5年度政府予算提言・要望においても、道路施設の老朽化対策を含めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進や、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置等を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。</p>	B		
5 地方経済の好循環等、地方創生の充実・強化を推進することについて	<p>県北地域における地方創生の充実・強化を推進するための取組のひとつとして、久慈市夏井町に広域道の駅を整備すると伺っています。</p> <p>県では、令和5年度政府予算提言・要望において、道の駅の整備を含めた「公共事業予算の安定的・持続的な確保」を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて、国に強く働きかけていきます。</p> <p>また、広域道の駅へのアクセス道路となる国道395号については、歩道整備等の必要な道路環境の改善について検討していきます。</p>	B		
6 一般国道281号全線の抜本的改良整備について	<p>国道281号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な幹線道路であり、令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を「一般広域道路」として位置付け、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路の役割を期待する構想路線に位置付けました。</p> <p>こうしたことから、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、令和4年2月5日には「下川井工区」の供用を開始したところです。引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の区間については、規格の高い道路として必要性の高い区間から順次整備を進めていきます。(C)</p>	A : 1、 C : 1		
7 滝沢市～岩手町間(国道4号重複区間)の4車線化について	<p>滝沢市～岩手町間も含めた国道4号については、更なる交通の円滑化が必要であると考えており、引き続き国に対し、国道4号の2車線区間の早期4車線化を要望していきます。</p>	B		
8 城内小路地区の局部改良、大石地区の改良整備について	<p>城内小路地区および大石地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		
9 葛巻町～岩手町間の抜本的改良について	<p>葛巻町～岩手町間の抜本的改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
10 平庭地区の改良整備について	平庭地区については、これまでルート検討や環境調査等を行ってきた経緯がありますが、長大トンネルを含む大規模な事業となることが見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C		
11 案内～戸呂町口間、戸呂町口～久慈間の改良整備について	案内～戸呂町口間については、線形不良区間の解消を図るため「案内～戸呂町口工区」として整備を進めています。令和4年度は用地測量及び用地取得を進める予定であり、今後とも整備推進に努めていきます。(A) 戸呂町口～久慈間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	A : 1、 C : 1		
12 久慈市大川目地区(森地区、生出町地区及び川貫地区)の歩道整備について	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の森地区については、1.5km区間のうち約0.8km区間の整備が、令和4年3月に完成しました。また、森地区の山口橋から久慈市街地側約0.4km区間については、令和4年6月に路肩のカラー舗装による交通安全対策を実施したところです。 森地区の残り区間、生出町地区及び川貫地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:3)	C : 3		
13 久慈市街地の交通渋滞解消及び重要港湾「久慈港」の利活用促進のため、川貫地区から国道45号へ接続するバイパスの建設について	川貫地区から国道45号へ接続する国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。	C		
14 「岩手県新広域道路交通計画」における構想路線「(仮称)久慈内陸道路」の早期実現について	令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路として位置づけ、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線として位置付けました。 こうしたことから、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、令和4年2月5日には「下川井工区」の供用を開始したところです。引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。 また、久慈内陸道路については、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討と併せて、久慈・盛岡間のおおまかなルートや道路構造等の調査に着手したところです。 今後とも、国道281号を規格の高い道路として、着実に整備を進めるとともに、久慈内陸道路の調査の熟度を高めていきます。	C		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの  (例)  ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの  ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの  ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類